

日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況

0. 現状と課題

(1) 日本語教育を取り巻く状況

- ・在留外国人が近年急増している
- ・日本の労働力人口は減少が続く見込み
- ・新たな在留資格（特定技能）の創設
- ・在留外国人は当面増加傾向が続くと見込まれる
- ・在留外国人の日本語能力は多様

(2) 日本語教育の必要性

- ・外国人が日本で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備のため、日本語教育が求められている。
- ・外国人が日本で社会の一員として自立した生活を送るためには、一定の日本語能力を習得してもらう必要がある。
- ・日本語能力が不足する外国人が今後も一定数存在すると見込まれる
- ・日本語能力を更に伸ばしたいという外国人のニーズに応じていく必要性
- ・外国人に対する日本語教育は今後も必要

(3) 日本語教師を取り巻く状況

- ・日本語教師の人数、その内訳（常勤・非常勤・ボランティアの別、年齢層等）
- ・日本語教師の活動の場
- ・日本語教師の資質・能力を担保する仕組みが十分とは言えないのではないか
- ・日本語教師の養成の現状（人数、講座数等）

(4) 日本語教師の資質・能力を向上する必要性

- ・外国人の日本語教育に対するニーズは多様であるが、どのような教育の場でも教育の質を上げるためには日本語教師の資質・能力を上げることが不可欠
- ・一定の水準を満たした日本語学習機会が全国において得られるようにするためには、日本語教育を行う日本語教師の資質・能力の向上が急務
- ・外国人に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を提供するためには、一定の専門性が担保された日本語教育人材の確保が必要

(5) 日本語教師の資質・能力の向上のための課題

- ・日本語教師の類型化（養成・初任・中堅・日本語教育コーディネーター）
- ・養成課程や研修の教育内容及び質が均質でないため，養成された日本語教師の資質・能力にばらつきが生じている
- ・日本語教師の資質・能力を正面から担保する公的な仕組みがない
- ・日本語教師の資質・能力を担保する機能を代替している告示校の教員要件の見直し
- ・日本語教師が資質向上に向けた努力を行う際の目標やきっかけとなるような公的な仕組みがあると良い
- ・ボランティアとして日本語教育に携わっている者の資質向上のための課題
- ・日本語教師に対する研修機会の地域間格差がある
- ・大学や大学院等の高等教育機関における日本語教師養成課程が減少傾向にある

1. 資格の目的・意義

(1) 日本語教師の資質・能力の向上のための課題解決の方策

- 日本語教師の養成の仕組みに公的な位置づけを与え、社会的信頼性を高める。
- 教育実習の履修を必須とすることにより、日本語教師に求められる資質・能力の一つである実践力を高める。
- 外国人を雇用する企業や事業者が、就労のための日本語教育の担い手を確保しやすくなるとともに、外国人材に対する日本語教育の質を向上させる。
- 地域における「生活者としての外国人」の日本語教育に携わるボランティアの負担を軽減し、日本語学習環境の整備につなげる。
- 日本語教師を専門的な職業として位置づけることにより、日本語教師養成の体制を強化し、日本語教育業界全体の質の向上につなげる。

(2) 日本語教師の資格創設の必要性

- 職業として日本語教師をしている者の資質向上のために考えられる方策を一つの仕組みで解決するためには、公的な資格制度を設けることが最も効果的である。
- 日本語教師が資格となることで、職業としての社会的な認知が高まり、それにより日本語教師の社会的地位の向上が期待できる。
- 社会的に認知された資格となることで、若い人たちに日本語教師を職業の一つとして捉えてもらうことにつながる。
- 企業等が専門家としての日本語教師を雇用する際の判断基準を明確にするために資格の創設が有効かつ急務である。
- 海外における日本語学習熱の高まりを受け、世界中で日本語教育の需要が増している。専門性を有する日本語教師を派遣することにより、海外での日本語のプレゼンスの向上に繋がる。
- 日本が外国人材受入れを表明する上で、コミュニケーション支援の実施体制として有資格者による教育の質の担保は、受け入れる外国人及びその家族にとって大きな安心となる。

(3) 日本語教師の資格制度の目的

○日本語教師の資格制度の目的を整理すると次のようになる。

- a) 職業として日本語教師をしている者が自身の能力を証明することが容易になる。
- b) 留学生等が日本語教育機関を選択する際の目安となる、安心できる。
- c) 地方自治体や企業，学校等が日本語教育の専門家の協力を得る際の目安となる。
- d) 職業として日本語教師をしている者や目指している者が自らの資質能力を向上させる際の目標やきっかけとなる。
- e) 公的な資格とすることによって日本語教師の社会的地位が向上することに加え，日本語教師の社会的認知度が向上する。
- f) 公的な資格とすることによって海外の教育機関や企業が日本語教育の専門家の協力を得る際の目安となる。
- g) 日本語教育の質の向上を通じて，外国人が我が国で活躍し，安心して生活できる基盤を構築する。

2. 資格の名称・有効期限等

(1) 資格の名称

- 「日本語教師」という名称は，社会的認知を維持・拡大するために残すこととする。
- 国内外の多様な機関で用いられるよう，例えば「公認日本語教師」とする。
- 「公認日本語教師」と「日本語教師」が両立することになり，紛らわしくないよう，十分に周知を行う。また，この資格がないと一切日本語を教えることができないといった誤解を生まないような配慮が必要である。
- 海外でも活用できるよう，また外国人にも分かりやすく，英語の名称も同時に考えることが望ましい。

(2) 資格取得（登録）の要件（試験＋教育実習＋その他）

- 日本語教師の質が問われている現状において，平成 30 年報告に示された資質・能力を判定するための資格とすることが重要である。
- 原則として何らかの試験で専門家としての日本語教師としての一定の知識を確認することが必要である。
- 試験合格者については，教育実習の受講を必須要件とする。
- 法務省告示校に在籍する留学生の大半が高等教育機関に進学を希望する者であることから，公認日本語教師の登録要件として，学士以上を有することを加えることが適当である。
- 資格として一定の専門性と実践研究能力を担保する観点から学士以上とすることが適当である。
- これからの時代，多様な国籍，ニーズ，背景を持つ外国人に教育者として向き合い，対応できる人材である日本語教師には，幅広い教養と問題解決能力が必須の力であり，大卒を要件とすることは適当である。
- 日本語教師として海外に赴く際，ビザの要件として学士を求められる。日本語教師が教育職として海外で活躍する上で，国際標準の観点からも学士は必要である。
- 公認日本語教師の登録要件として，学士以上を有することを加えることが適当である。

(3) 登録の方法・体制

- 資格取得要件を満たす者を登録する制度・機関を定めることとする。

(4) 資格に有効期限を設けるかどうか

(5) 資格の更新要件を設けるかどうか

- 日本語教師の質の維持の観点から、有効期限を設けることが望ましい。
- 時代や施策の変化に対応できるように基本的な知識をアップデートしてもらうために更新講習を受ける必要がある。
- 有効期限を過ぎると直ちに失効するが、更新講習等を受ければ、遡って有効期間が延長されることとする。
- 更新期間は教員免許に準じて10年程度が適当である。

(6) 欠格事由

- 他の資格同様に、欠格事由についても定める必要がある。
- 教育関係の資格の一般的な欠格事由を参考とすることが適当である。

<以下、法務省告示基準第1条第4号に基づき作成>

案) 公認日本語教師は、次のいずれにも該当していないこと。

- イ 日本語教育機関であって次に掲げるものの設置者（法人の場合にあつては、その代表者又は日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。以下この号において同じ。）又はその設置者であった者
 - (1) 留学告示別表第1の1の表から抹消され、当該抹消の日から5年を経過しない日本語教育機関
 - (2) 閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1の1の表、別表第1の2の表若しくは別表第2から抹消され、又は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（平成29年法務省告示第362号。以下「改正告示」という。）の施行前に改正告示による改正前の留学告示別表第1から第3までから抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない日本語教育機関（(1)に該当するものを除く。）
- ロ 日本語教育機関であって、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者又はこれに加担した者
- ハ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- ホ 禁錮以上の刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ヘ 授与されている免許状が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ト 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

- チ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- リ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ヌ 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- ル 入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- ヲ ヌ又はルに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

3. 試験の内容

(1) 試験が備えるべき要件

- 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づくものとする。
- 日本語教師の養成段階で求められる基礎的な内容に限定する必要がある。
- 資格試験として合格水準が一定となるよう定める必要がある。
- 試験の内容のほか、試験の方法についても併せて検討する必要がある。
(筆記試験・記述試験・聴解試験など)

(2) 試験の実施方法・体制

- 受験機会を確保するため、受験回数、受験地域について検討が必要である。
- 受験回数は複数回、受験地域も全国6地域以上が望ましい。
- オンラインによる受験の実施についても、今後検討することとする。
- 資格要件となる試験であることから、実施機関を一つに定め、不正等がないよう、また安定的な管理運営が可能となるよう要件を設けることが必要である。

4. 試験の受験資格

- 受験資格は設けないこととする。
例えば、大学在学中に受験・合格し、大学卒業と同時に、登録要件を満たした上で、登録することは可能とする。

5. 教育実習

(1) 教育実習を必須とすることとしてよいか

- 原則として教育実習の履修を必須とすることとする。
- 日本語教師という職業を選択する上で、教育実習を経験することは具体的な仕事のイメージを捉え、日本語教師という仕事の魅力を体験することにも繋がることから、日本語教師数の確保の観点からも有効である。
- 試験で測れるものは知識であり、コミュニケーションを通じてコミュニケーション学ぶという日本語教育の特性を理解する日本語教師の実践力の養成には、教育実習は必要不可欠である。
- 日本語教育では、言葉が通じない学習者に対する教授方法が求められることから、実際の教育現場で多様な教授法と接することが有効である。

(2) 教育実習の仕組み

① 現行の大学や文化庁届出受理日本語教師研修実施機関における教育実習について

- 大学の課程において、学内及び大学が認めた外部教育機関等において教育実習を実施し、大学が単位認定を行うこととする。なお、大学や文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関は、教育実習の一部を外部の日本語教育機関等と連携して実施することを可能とする。
- 文化庁届出受理日本語教師研修実施機関は、当該機関が選定し文化庁に届けた教育実習現場で実施する所定の教育実習プログラムを行い、成績評価を行うこととする。
- 大学や文化庁届出受理日本語教師研修実施機関等の教育実習実施機関は、留学生に加え、「生活者としての外国人」や就労者、児童生徒等、海外など、日本語教師の活動分野となる多様な教育実習現場を設定するよう努めることが望ましい。
- 資格化に伴い、教育実習の対象者（学習者）や実施機関、教育実習現場及び指導体制について、より明確に定める必要がある。
- 教育実習実施機関によって教育実習の内容や質に大きな差が生じないように配慮すべきである。

②試験合格者に対する教育実習の仕組みについて

- 資格の制度としては、①と同等の教育の質が担保できる仕組みである必要がある。
- 教育実習現場については、大学や文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関が用意した機関・団体とする。
- 実習のみを提供する場を教育実習実施機関として個別に活用することはしない。
- 教育実習のほか、実務経験を設定することはしない。

(3) 教育実習の要件・指導項目は「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に示された内容でよい

- ①オリエンテーション
- ②授業見学
- ③授業準備（教案・教材作成等）
- ④模擬授業
- ⑤教壇実習
- ⑥教育実習全体の振り返り

○教育実習の流れとしては、報告に示された①～⑥の内容とする。

- ・教壇実習の対象学習者については、日本語を母語としない者を要件とする。
- ・教壇実習における指導時間については、実際の教育現場における日本語の指導時間である1コマ（45分程度）以上の指導を経験することが必要である。
- ・教育実習としては、教育理念に基づき策定されたシラバス・カリキュラムにのっとり行われる、クラス型式の授業を経験することを要件とする。また、それ以外の授業形態（クラス授業やグループ、マンツーマン等）や、活動分野別の日本語教育の教育実習現場を選択的に経験できることが望ましい。そのため、教育実習実施機関は多様な教育実習現場を用意するように努めることが望ましい。

- ・教育実習の指導形態については、平成31年報告に「法務省告示日本語教育機関における教員の要件を満たす研修を想定する場合には、5～20名規模のクラス形態での教壇実習を経験させることが重要」との記載があることから、人数もこれに沿った規模を確保することとし、5名以上に対する指導を要件とする。
- ・教育実習は、留学生や「生活者としての外国人」、就労者、児童生徒等の対象別、初級だけでなく中上級などのレベル別、総合日本語や会話、読解などの科目別の指導経験を得られるようにすることが望ましい。
- ・双方向通信可能なメディア等を利用した遠隔による教育実習については、まず対面の教育実習の共通の基準を整備すべきであることから、採用しないこととする。しかし、将来的な実施に向けて今後検討が必要である。

(4) 時間数は、1単位以上（45単位時間以上）としてよいか

- 教育実習の時間数は1単位以上（45単位時間以上）とする。
- 教育実習の時間数は最低基準を示すこととし、教育機関の裁量に任せることとする。
- 教育実習の時間数は、平成31年報告において養成段階の教育課程編成の目安として1～3単位がモデルとして示されていることから、これを参考とすることが適当である。

(5) 教育実習実施機関及び実習現場の確保のための措置

- 教育実習実施機関は、教育の質を担保する観点から、指導が受けられる体制を備えた教育機関（大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関）で対応することが適当である。
- 実習現場として、留学生だけでなく、「生活者としての外国人」や就労者や児童生徒等多様な対象に対する日本語教育を行う教育機関が、教育実習実施機関によって選定され、多様な教育現場に接する機会が得られるようになることが望ましい。
- 教育実習実施機関が選定する教育実習の現場として、海外も認めることとする。

(6) 養成課程・研修実施機関等教育実習実施機関（送出し側）における指導の在り方

- （３）を踏まえ、教育実習実施機関（送出し側）は、予定する教育実習のカリキュラムの実施及び安定的な運営が可能となる教育実習現場（受入れ側）を適切に選定し、当該機関における実習の流れ及び評価についても明確に定めた上で、教育実習現場（受入れ側）を決定する必要がある。
- 教育実習実施機関（送出し側）である大学が、（３）の教育実習の指導項目①～⑥の全てを日本語学校等の教育実習現場（受入れ側）に依頼することによって、教育実習現場（受入れ側）に相当の負担が生じる場合がある。教育実習実施機関（送出し側）と教育実習現場（受入れ側）がそれぞれ①～⑥の役割分担を明確にしておく必要がある。

(7) 実務経験を有する者について配慮が必要か

- 現行の法務省告示の教員要件を満たす日本語教師については、経過措置で対応することとする。⇒ 7. 経過措置へ
- 実務経験をもって教育実習を履修したとは見なさないこととする。
- 実務の証明は困難であることから、原則として今後新たな資格の対象となる者については、教育実習を受けることを求めることとする。
- 自己流で何年か実務経験を積んだとしても、そのことによって日本語教師に求められる資質・能力、特に実践力を身に付けたと言えるわけではないことから、教育実習を受けることを要件とする。

6. その他の要件

(1) 学歴や科目履修等について

- 公認日本語教師の登録要件として、学士以上を有することを加えることが適当である。(再掲)
- 法務省告示校に在籍する留学生の大半が高等教育機関に進学を希望する者であることから、公認日本語教師の登録要件の一つとして、学士以上を有することを加えることが適当である。(再掲)
- 資格として一定の専門性と実践研究能力を担保する観点から学士以上とすることが適当である。(再掲)
- これからの時代、多様な国籍、ニーズ、背景を持つ外国人に教育者として向き合い、対応できる人材である日本語教師には、幅広い教養と問題解決能力が必須の力であり、大卒を要件とすることは適当である。(再掲)
- 日本語教師として海外に赴く際、ビザの要件として学士を求められる。日本語教師が教育職として海外で活躍する上で、国際標準の観点からも学士は必要である。(再掲)
- ・学校教育においては、高等学校の教員には学士要件が求められているところ、日本語教育の対象の多くが18歳以上であることから、日本語教師においても学士以上が相当と言えるのではないか。

(2) 資格の登録要件として、年齢・国籍・母語は問わないこととしてよいか

- ・登録要件を満たしていれば、国籍・母語は問わないこととして良いのではないか。
- ・登録要件を満たしていれば、年齢も問わないこととして良いのではないか。
例えば、未成年であっても、資格登録ができることとしてはどうか。

7. 経過措置

(1) 現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者について、どのような措置を行うことが適当か

(2) 新たな資格制度への移行に伴い、何らかの条件を設けるか

- ・ 現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者については、新たな資格となる公認日本語教師の要件を満たす者として、一定の移行期間を設け、公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当ではないか。
- ・ 現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者のうち、教育実習を履修していない者あるいは実務経験のない者については、登録要件として教育実習を履修することとすることが望ましいのではないか。

8. 試験の一部免除の導入の可能性

(1) 資格要件として試験受験を必須とすることでよいか

- ・資格の目的である日本語教育の質の確保に配慮した制度設計を想定する必要があるのではないか。そのため、原則として公認日本語教師となるためには、試験受験を条件とすべきではないか。

(2) 大学（主専攻・副専攻）・文化庁届出受理日本語教師養成研修に、試験一部免除を導入するか

【試験の免除は行わないこととしてはどうか】

- ・試験の一部免除は行わず、公認日本語教師となる者は、一律に試験を受け合格した者とすべきではないか。
- ・大学の日本語教師養成課程については、教育内容を含めて大学の裁量に任されており、ばらつきが大きい現状があることから、主専攻の課程に対して試験免除とすることは、資格の質の観点から適切ではないのではないか。
- ・主専攻を試験免除にすることについては、教員免許や他の国家資格の試験免除となる課程に比べ、時間数が短すぎるのではないか。
- ・大学の主専攻は、必ずしも実践家としての日本語教師を養成することを目指すものばかりではないことから、一律に試験免除とすることには問題があるのではないか。
- ・一定の質を担保する観点から試験受験を原則とする以上、全部免除は行うべきではないのではないか。
- ・公的な資格として位置づけるのであれば、試験受験者に対する公平性の観点から特定の機関団体を優遇することなく、等しく開かれた制度とすることが必要ではないか。
- ・試験免除については、公認日本語教師制度開始後、試験合格率や日本語教師としての就職率等の実績を踏まえつつ慎重に検討していくことが適当ではないか。

【試験の一部免除を検討してはどうか】

- ・文化庁届出受理日本語教師養成研修については、一定の質が担保されていると考えられることから、一部免除として良いのではないかな。
- ・シニアや育児を終えた女性など、多様な背景を有する者が日本語教師として活躍することが想定されることから、日本語教師の養成には多様なルートを確保しておくことが重要である。中でも文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了者の多くが法務省告示日本語教育機関の教員となっているという実績もあることから、一部免除を検討するのが適当ではないかな。
- ・大学（主専攻・副専攻）も文化庁届出受理日本語教師養成研修においても、必須の教育内容を踏まえた教育内容が最低限実施されていることが確認できる場合は、試験の一部免除を検討してよいのではないかな。
- ・一部免除の範囲にもよるが、必須の教育内容のうちの基礎的な要素に関する問題についてのみ、免除を行い、より深い内容や周辺知識を問う問題等は、公認日本語教師としての資質・能力を担保する観点から試験を受けるということが適当ではないかな。
- ・従来の法務省告示基準の教員要件を満たす課程については、現職日本語教師を輩出してきた実績に配慮する観点から、試験のうち、基本的な知識を問う問題については一部免除とすることが相当ではないかな。

【試験の全部免除を検討してはどうか】

- ・大学の場合、主専攻 45 単位以上と副専攻 26 単位以上とがある。両方を同一条件にするのは適当ではないのではないかな。主専攻修了者は、試験免除にしてはどうか。
- ・資格の制度を構築する上で、大学において将来的な日本語教育の研究者層の厚み・深みを生み出し、日本語教育の実践的学問的な位置づけを高めていくことについても考慮すべきではないかな。
- ・公認日本語教師になる者は、今後、教員免許と同様に、大学の主専攻で養成されるようにしていくことが望ましいことから、大学の主専攻は試験免除としてはどうか。
- ・日本語教師の養成に係る昭和 60 年報告「日本語教員の養成等について」からの歴史を踏まえ、主専攻の位置づけを正當に評価する必要があるのではないかな。
- ・大学の日本語教師養成課程に対して教職課程に準じて課程認定した上で、試験免除としてはどうか。

(3) 試験の一部免除を行う場合、一部免除を行う範囲について

- 仮に試験免除を行う場合、質を担保する観点から、教育内容や教員要件などについて一定の要件を定めた上で、審査等を行う必要があるのではないかな。
- 試験の範囲については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づくものとし、日本語教師の養成段階で求められる基礎的な内容に限定されるべきとしていることから、大学等で実施されている日本語教育課程の教育内容の分析を踏まえ、一部免除が可能となる範囲を決めることが適当ではないかな。

9. 更新講習（仮）の考え方

（１）更新講習の実施等の仕組みの導入の可能性について

○日本語教師の質の維持の観点から、有効期限を設けることが望ましい。（再掲）

○時代や施策の変化に対応できるように基本的な知識をアップデートしてもらうために更新講習を受ける必要がある。（再掲）

○有効期限を過ぎると直ちに失効するが、更新講習等を受ければ、遡って有効期間が延長されることとする。（再掲）

○更新期間は教員免許に準じて10年程度が妥当である。（再掲）

- ・更新講習の目的は、日本語教師が日本語教育の専門家として求められる資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、日本語学習者に質の高い日本語教育を提供できるようになることを目指すものである。
- ・更新講習の対象者は、公認日本語教師とし、更新を希望する者に対して10年間の有効期限を経過する前に、更新講習の受講を義務づけることとしてはどうか。
- ・更新講習を必須とするならば、国内外どこでも受講することができる仕組みを考える必要があるのではないか。

（２）更新講習の要件について

- ・公認日本語教師には、10年間の有効期間が付される予定であるが、有効期間を更新して資格の有効性を維持するため、一定時間以上の更新講習の受講・修了を求めることとしてはどうか。
- ・公認日本語教師の更新講習として、教員免許制度を参考にして検討してはどうか。
- ・公認日本語教師の更新講習受講期間として、更新年月の2年前から可能としてはどうか。
- ・更新講習については、原則として全ての公認日本語教師に受講義務を設定することとし、免除対象については特に定めないこととしてよいか。

- ・やむを得ない事情がある場合、更新講習の修了確認期限の延期を可能とすることについて、定める必要があるのではないか。
(例. 産休や育休, 病気休暇, 介護休暇を取得している者。自然災害により交通が困難になっている場合。海外派遣中である場合など。)

(3) 教育内容について (例. 「必須の教育内容」の中から選択受講等)

- ・時代や施策の変化に対応できるように基本的な知識をアップデートするために更新講習を受ける必要があることから、「必須の教育内容」に準じて設定されることが適当ではないか。
- ・更新講習の教育内容については、必修・選択の教育内容及び単位時間の配分等について教員免許を参考にして別途検討を行った上で、定める必要があるのではないか。

<参考：教員免許の更新講習の教育内容>

- (1) 必修領域：全ての受講者が受講する領域
- (2) 選択必修領域：受講者の活動分野や経験に応じ、選択して受講する領域
- (3) 受講者が任意に選択して受講する領域

- ・更新講習は、現職日本語教師研修の教育内容とは区別して考えるべきではないか。
⇒現職日本語教師に対する研修は、検討項目10へ

(4) 講習実施機関及び実施体制をどのようにするか

- ・更新講習の実施機関として、日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とすることが適当か検討が必要ではないか。
- ・更新講習の実施は、現職者が受講しやすいように時期を設定するとともに、通信やeラーニング・放送による受講が可能な仕組みを認めることが必要ではないか。
- ・更新講習の実施機関及びプログラムの内容を公表し、受講者が講習する科目を選択できる仕組みが必要ではないか。
- ・更新講習実施機関から発行された公認日本語教師更新講習修了証明書を、公認日本語教師本人が資格登録機関に提出し、資格の有効期間の延長を申請する等の手順についても明確に示す必要があるのではないか。

10. 現職の日本語教師（初任・中堅）・日本語教育コーディネーター等に対する研修の推進・拡充

- ・公認日本語教師は、日本語教師の養成段階修了者を対象とした資格であるが、日本語教師として活躍する上で、経験年数や活動分野、役割に応じて、求められる資質・能力を高めていけるよう、研修の機会を確保していくことが必要ではないか。
- ・研修を受け、各活動分野に求められる資質・能力を身に付けた日本語教師が、地方公共団体や学校等、日本語教育を実施する機関・団体において積極的に活用され、その活躍の場が広がることが望ましい。
- ・特に、初任日本語教師や日本語学習支援者に対する研修を担う立場にある、中堅日本語教師や主任教員、地域日本語教育コーディネーターに対しては、研修の質及び量の確保が極めて重要であることから、早急に研修の機会の充実が図られるべきではないか。
- ・日本語教育人材の裾野を広げていく観点から、日本語学習支援者に対する研修機会の拡充が必要ではないか。

1 1. 日本語教師の資格の社会的な位置づけをどのようにすることが適当か

- ・国内外で増加する日本語学習者に、質の高い日本語教育を行っていく必要があることから、公認日本語教師は専門性を担保する公的な資格とする必要がある。
- ・日本社会におけるコミュニケーションの基盤となる日本語教育の充実を図ることは、我が国の社会の安定・活力につながるともに、国際競争力の強化にも資するものであり、極めて重要であることから、日本語教育に従事する者の一定の専門性を担保することは、日本社会にとって必要不可欠なものである。国内外を問わず、多様な業界にわたり専門家としての日本語教師の活躍が期待されていることから、公的な資格とすることが適当ではないか。
- ・留学生施策においても、日本語教育は重要であり、高度人材の輩出や就職促進などの成果を上げる上で、日本語教師には相当の専門性が求められることから、社会的に認知される公的な資格とすることが適当である。
- ・公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計することが適当ではないか。